

摂 津 市 議 会

文教上下水道常任委員会記録

令和7年10月15日

摂 津 市 議 会

目 次

文教上下水道常任委員会

10月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
市長挨拶	
議案第53号所管分の審査-----	2
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、香川良平委員、西谷知美委員、 松本暁彦委員）	
議案第55号の審査-----	10
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員）	
採決 -----	12
閉会の宣告-----	12

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年10月15日（水）午前 9時59分 開会

午前10時50分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 西谷 知美 委員 宇都宮美男

委員 谷口 治子 委員 香川 良平 委員 松本 暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 教育長 若狭孝太郎 教育総務部長 安田 信吾

こども家庭部長 森川 護

こども家庭部副理事兼こども政策課長 飯野 祐介

教育政策課長 小西 仁 保育教育課長 湯原 正治

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口 雅志 事務局主査 松木 愛

1. 審査案件

議案第53号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分

議案第55号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、西谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。本会議の際にも申し上げましたけれども、皆様方、このたびは御当選、誠におめでとうございます。そして、水谷委員長、西谷副委員長はじめといたしまして、文教上下水道常任委員会の皆様方におかれましては、1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、本当にお忙しい中、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件でございますが、令和7年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分の審査外1件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私はこの場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。
本件については補足説明を省略し、質疑

に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 おはようございます。
私から1点、質問がございます。

補正予算書の4ページです。小学校スクールバス運行業務委託事業でございます。

以前、教育政策課から説明を受けましたが、今後また感染症予防の面で、小学生ですので、インフルエンザやコロナ以外にもたくさんの感染症があると思います。たくさんの子供が乗る際、満員のときに、感染症対策をどうしていこうと思っているのかを一つ質問したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 感染症対策についての質問です。

現行、学校保健に関わる感染症は、学校でも一定の人数になりましたら、学級閉鎖等がございます。そのところに準じながら、今後、バスの運行については、まだ具体的にどのような形で運行を止めるなどは、検討中でございますけれども、現行の学校の運営等も照らし合わせながら考えてまいります。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 答弁ありがとうございます。今後、移動中のバス車内の換気等を徹底するなど、ドライバーの方もしくは利用する児童の方がしっかりと意識できる感染症対策というものを希望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 3点、お聞きしたいことがございます。

まず、スクールバスのことです。鳥飼東小学校の児童の方から、アンケートが行われたということを聴いております。その中で、統合に関して、鳥飼小学校は楽しみにしている子が多いんですけれども、鳥飼東小学校は不安を感じている子がたくさんいらっしゃいます。その中に、バスに乗れない不安がある。また、学校が遠くなってしまう、変わることに対しての不安があると聴いております。

前回、説明いただいたときに、実際の距離で1.5キロメートル以上の子たちはバスに乗るとありました。今後、鳥飼中2丁目、3丁目で、1.5キロメートル以内の子供たちも乗れるようにする考え方はあるのかをお聞きしたいです。

2点目なんですけれども、第2児童センターに関してです。こちらは、外国の方が来られたときの対応であったり、障害のある方が来られたときの対応とかはどうされるのかをお聞きしたいです。

そして、3点目、学童保育事業はなぜ民間委託なのかです。先ほどお話ししたとおり、鳥飼小学校・鳥飼東小学校は統合になります。そうなったときに、心の不安を抱えている子たちもいます。民間となりますと、どうしても担当がころころ替わってしまう可能性もあります。一度、民間ではなく、市が直接指導員を雇う形を取れないかも考えていただきたいと思います。

以上、3点、お願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 まず1点目、1.5キロメートルということで、鳥飼中2丁目、鳥飼中3丁目の子供たちが乗れないということでございます。

1.5キロメートルにつきましては、令

和4年に実施しました小中学校の教育環境等に関するアンケート調査で、徒歩での通学距離として、どの程度までが許容範囲かとの問いに対し、1.0キロメートル未満が67%、1.5キロメートル未満が29%となっており、鳥飼小学校児童との公平性についても考慮して、実際の通学距離が1.5キロメートルを超える丁目の子を対象とさせていただきました。

今後、乗れるようになるのかということですが、教育委員会としましては、今回、統合に伴って通学距離が遠距離となる、つまり鳥飼小学校から実際の距離が1.5キロメートルを超える丁目単位の全学年児童を対象と考えております。

今後、それ以外の子供たちが乗れるかということについては、今のところ検討しておりません。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 それでは、2点目と3点目の質問につきましては、私からお答えさせていただきます。

まず、2点目の第2児童センターに関しまして、外国人の方への対応と障害者の方への対応でございます。

現在、第2児童センターの指定管理者につきましては募集を行っているところでございます。その募集要項の中で、管理運営の基本方針といたしまして、安全・安心でインクルーシブな児童センターという項目を一つ設けております。その中には、障害のある児童に対する合理的配慮や外国にルーツがある児童への支援など、誰もが安全・安心に利用でき、自分らしく過ごせる居場所となるよう管理運営する考え方で審査いたします。

まだ指定管理者が決まっていない状況でございますので、今後、指定管理者が決

定しましたら、そういった点をどのように対応していくか、協議しながら決めていくことになろうかと思えます。

また、身体障害となりますと、車椅子の方等もおられます。そちらについてはエレベーターも整備しておりますので、御利用は可能となっております。

3点目、学童保育の民間委託に関する点でございます。鳥飼小学校・鳥飼東小学校の学童保育事業につきましては、令和2年度から民間委託を導入しております。それぞれ市内の社会福祉法人に今、運営を担っていただいている状況でございます。

今回、2度目の更新ということで募集するわけでございます。直営という御意見も頂きましたけれども、また直営に替えるとなりますと、これまで培ってきた部分が変わることになります。そういった部分では、直営にするほうが変化があるのではないかと考えます。

また、直営にしても、当然、人事異動等で指導員の変更がございますので、そういったところも、これまでも丁寧に対応してきたところでございます。

民間委託となりましても、丁寧な対応というのは変わりございませんので、今回、今から委託業者の募集をする段階ではございますが、もし委託業者が替わることになりましても、これまで同様に引継業務を丁寧にいたしまして、児童の心の部分にしっかり寄り添ってまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 御答弁いただきありがとうございます。

スクールバスのことです。今回の統合は、市や大人の都合で統合されるということ

もあります。それに関して子供たちやその親御さんたちが心を痛めている可能性もあります。できる限り希望する子供たちが乗れるようにしていただけたらと思えます。

第2児童センターに関しては、そういう要望があるということなので、ぜひ、そういうことをしっかりされる業者を選んでいただけたらと思えます。

3点目の学童保育です。どうしても民間の方の場合、市の顔色をうかがうところもあるかと思うんです。何か問題が起こったときに、市に伝えずに、そこで解決しようという考え方をするかもしれません。また、市が指導員を雇うとなると、責任は市が負うこととなります。市に直接連絡が入ったり、市が直接やり取りすることができるので、連携も強くなると思えます。

もう1点、聞きたいことがあるんですけど、研修内容は民間委託と直営で同じなのでしょう。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 学童指導員の研修でございます。研修につきましては、民間の事業者が独自でされていることもございます。直営で実施している研修につきましては、民間の方も参加できるように配慮しておりますので、同様といたしますか、それ以上の対応をされているのかと思います。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 答弁ありがとうございました。

また、民間での今までの5年間の検証もされていると思うので、そちらの内容も今後、発表していただけたらと思えます。御答弁いただき、ありがとうございました。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。それでは、質問させていただきたいと思います。

同じく、小学校スクールバス運行業務委託事業で、債務負担を組んでいる部分です。

まず、令和7年度から令和10年度ということで、実施自体は来年の4月からと理解しております。準備が要るので、今の時点で債務負担を組んでいると思います。まず、1回目で、概要についてお聞きしたいと思います。金額の根拠についても説明いただけたらと思います。

次に、12ページ、13ページの物価高騰対策中学生世帯応援給付金、2,640万円についてお聞きしたいと思います。

これも、給付金の内容についてお聞きしたいと思います。対象者であったり申請方法、スケジュール、周知方法についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 まず、スクールバスの運行業務の概要、内容についてでございます。

通学が長距離となる児童の通学支援策としてスクールバスを導入するに当たり、車両の管理業務を委託するものでございます。

具体的な業務内容は、バスの運行、それから、運転手の確保・調整、車両の任意保険の加入、事故の際の対応等など、運行に関する業務となっております。

続いて、金額についてでございます。

この業務委託の債務負担行為につきましては、期間が令和7年度から令和10年

度までで、限度額が6,336万円となっております。

先ほどおっしゃいましたように、令和7年度についてはゼロ債務での負担行為となりまして、実際の委託期間については、令和8年度から令和10年度の3年間となっております。年額にしまして2,112万円となります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 それでは、物価高騰対策中学生世帯応援給付金の質問にお答えいたします。

まず、給付の対象者でございます。

こちらは今後、要綱を制定して固めていくこととなりますけれども、現在、考えておりますのは、まず、令和7年10月1日時点で、摂津市の住民基本台帳に記載のある中学生年代の生徒です。中学生年代というのは、平成22年4月2日から平成25年4月1日までに出生した児童ということになります。そちらの児童及び摂津市立中学校に在籍している児童。また、令和7年10月2日から令和8年2月14日までに転入してこられたり、転校してこられた中学生を対象にしたいと考えております。

それから、2点目の申請方法でございます。

申請につきましては、令和7年10月分の児童手当を受給されている方は、プッシュ型で、申請なしで支払いをしていきたいと考えております。口座の確認等をした上で、変更の希望がなければ、そのまま振込を予定しております。

あと、児童手当を受給されていない公務員の方でありますとか、その他の事情のある方は、申請を受け付けることとなります。

要綱を制定次第、申請を受付してまいりたいと考えております。

それから、スケジュールでございます。

今回、補正予算を提案しておりますけれども、御可決いただきましたら、すぐに要綱の制定作業を進めまして、児童手当の受給世帯につきましては、できるだけ早い段階で、通知文書を送付させていただきたいと考えております。

また、同時に、市立中学校を通じまして、各家庭に事業の周知、案内文書を配布して、そこで公務員の方等に対する申請の案内も行ってまいりたいと考えております。

あと、支払いのスケジュールでございますけれども、プッシュ型につきましては、令和8年1月上旬に申請を受け付けた方につきましては、1回目を令和8年1月下旬に振込したいと考えております。

4点目の周知方法でございます。

先ほどとちょっとかぶる部分がございますけれども、児童手当の受給世帯につきましては、通知文書を送付し、それ以外の方も含めまして、市立中学校を通じて案内文書を配布いたします。また、そのほかにも、市のホームページや公式LINE、広報せつつといったツールの活用を検討しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

2回目ですけど、小学校スクールバス運行業務委託事業についてです。

3年契約と理解しています。令和8年度、令和9年度、令和10年度と。昨今の物価高騰で、3年後の契約時には、また、高騰するのではないかと私は見ているんです。例えば、5年契約やったら、約2,100万円掛ける5年でいけるのかというイメ

ージなんですけど、3年契約の理由について教えていただきたい。長ければ長いほど、コストが安くなると私は思うので、なぜ3年なのかをお聞きしたいと思います。

物価高騰対策中学生世帯応援給付金は、丁寧な答弁ありがとうございました。対象者について、金額は幾らですか。一番知りたいのはそこです。それと、財源内訳を見させていただいたら、国府支出金で2,602万9,000円。一般財源が133万円あるんです。この133万円を捻出している根拠について聞きたいんです。こういう給付金事業をするに当たって、100%国の支出金を使ったら駄目なのか、ある程度は一般財源を使わないといけないのか、その辺、確認の意味で教えてください。

2回目は以上です。

○水谷毅委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 物価高騰等があり、5年と長い委託期間のほうが経費は抑制できるのではないかとということでございます。

なぜ3年かということでございますけれども、この通学バスの運行につきましては、私どもは初めて行う事業でございます。やはり3年間運用した後に、一定、実施状況の見極めが必要かと思います。車両のリースについては既に御可決いただいておりますけれども、中型バスとなっております。状況に応じては、中型からマイクロバスへの変更等もあるやもしれないということで、今回については3年でさせていただきました。

以上です。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 給付金の件でございます。

まず、金額でございます。児童1人当た

り1万2,000円を支給するという
ことで制度設計しております。

財源の部分等につきましては、政策推進課と財政課で主に協議された部分もありますけれども、今回、交付金の額が2,602万9,000円ということで、これまで実施された給付金の財源より非常に少ない額で、制度設計をしていったところでございます。その中で金額についても1人当たり1万2,000円となったという経緯でございます。公費の充当につきましては、基本的には国の交付金を適切に市民へ還元していくということになりますけれども、それを超える部分については一定、一般財源を持ち出しても給付していく方針でされていると認識しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

3回目で終わっておきます。

3年間、小学校スクールバス運行業務委託事業をやってみて、総括して変更していく部分もあるという考えの中で、3年契約にしたと理解いたしました。

おっしゃるとおりだと思いますので、3年間、まずは安全に事故のないように、しっかりとやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

物価高騰対策中学生世帯応援給付金についてです。

分からないところもあったんですけど、理解しました。

2,602万9,000円の国府支出金を目いっぱい使って給付金事業をやっていくと理解しました。これもミスのないようにしっかりと適正に行っていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 私からは3点、質問させていただきます。

債務負担行為において、小学校スクールバス運行業務委託事業についてです。ルートはどうピックアップするかという選定方法についてお伺いしたいと思います。

2点目、第2児童センター指定管理事業です。これは中学生も受け入れるということで、募集に際して、先ほど谷口委員から、障害をお持ちの方であるとか外国籍のことについて質問がありました。これまで第1児童センターでは小学生メインでしたので、中学生を受け入れるに当たって、中学生も受け入れる事業を行ってきたところなど、そういう条件をつけているのかどうか。中学生となると、小学生と違ってやっぱり難しい部分があると思うんです。その辺をお伺いしたいと思います。

3点目、学童保育事業に関してです。くしくも昨日、皆さんも、メールを受け取られたと思うんです。この債務負担とちょっと違うんですけれども、4年生以上の学童保育の報告メールがあったんです。校舎の問題等もあると思うんですけれども、千里丘学童保育室がいまだ4年生以上の受入れがないということで、この年度内に4年生を受け入れるスケジュールというか予定があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

以上、3点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 まず、スクールバスのルートの選定について、今、ピックアップとおっしゃったのは乗降場所かと思ひ

ます。

スクールバスの乗降場所につきましては、2月に実施した説明会では、鳥飼東小学校と鳥飼仁和寺大橋高架下駐車場、この2か所でピストンといいますか、乗り場・降り場という形で予定しておりました。しかしながら鳥飼仁和寺大橋の橋桁の耐震補強工事のため、令和8年度から令和10年度までの間は、乗降場所として利用できないと大阪府茨木土木事務所より連絡がございましたので、現在、鳥飼東小学校と鳥飼小学校前のJ A北大阪経済南事務所前、こちらの2か所を乗降場所とすることで検討を進めているところです。

あと、途中の停留所というようなことについては今、考えておりませんで、出発場所と到着場所の2か所で運行したいと考えております。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の第2児童センターに関する件でございます。

我々としましても、今回、中高生を対象とした施設というところで、そこは重視したいと考えております。その中で、先ほどの答弁でも申し上げました募集要項の管理運営の基本方針の中に、インクルーシブ同様に中高生が集える児童センターという項目を設けております。中高生が自主的に活動できる場を提供し、自主活動を支援するとともに、第2児童センターでのボランティア活動等への参加など、異年齢交流の機会を創出すること。来館する中高生との交流の中で信頼関係を構築し、個々の支援につなげるよう取り組むこと。このような方針を掲げております。広く募集するという意味でも、中高生の支援の経験という

のを募集の条件には加えておりませんけれども、方針の中でこういったものを掲げまして、頂いた提案の中で中高生に対する支援を重視しながら選定してまいります。その上で、具体的な部分については、決定した事業者と協議してまいることになろうかと思えます。

3点目、4年生保育の件でございます。

4年生保育につきましては、可能なところから進めていくということで、まず、令和6年度、鳥飼地域の4校で始めまして、今年度は三宅柳田学童保育室と味舌学童保育室と、味生学童保育室に拡大していった経緯がございます。そして、来年度からは、準備が整いました摂津学童保育室と別府学童保育室も開始すると、先般、決定したところでございます。

残るのが千里丘学童保育室となりますけれども、先ほど申しあげました場所と人の条件が、どうしても整うことが難しい状況でございます。校舎が完成するまでは、教室がどうしても不足しておりますので、その中で受け入れることは、困難かと考えております。そのため、千里丘学童保育室については、新校舎が完成する令和10年度の開始を目標に今、進めておるところです。

以上です。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 丁寧な御説明、ありがとうございました。

まず、バスの乗降場所、特に降りる場所についてです。鳥飼東小学校に戻ることで、より遠くなるお子さんがいたりすることを考えると、降りるところを増やすのは難しいですか。でも、いろいろ考慮いただいた上での回答だと思いますので、ありがとうございました。

2 点目、児童センターの件です。条件の中にそういった中高校生が活発に活動できるような関わり方を項目に入れているということで、安心いたしました。

ユースセンターのような場所が摂津市にはないと、度々、委員会や一般質問等で、私も触れさせていただいていますけれども、そういうノウハウがあるNPOとかは茨木市で実施されていたりもするので、そういった長所を持っているところに聞いてみたりして、うまく管理していただける事業者を見つけていただくよう要望したいと思います。

次に、千里丘学童保育室の4年生以上の話です。今、吹田市の千里第一小学校で、学童に入りたいお子さんがすごく増えているということで、小学校以外の場所も活用して、希望者があぶれることがないように吹田市は取り組まれているそうです。吹田駅付近の物件を探しているため、そっちに移動する子が出てくる話も聴いているので、それはそれで課題もあるんですが、吹田市の受入れ姿勢というか、なるべくあぶれる子がないようにというところは評価できるかと思います。今、建て替えで狭くなるのは当然、予測できるんですけども、やっぱり千里丘小学校にも、4年生以上保育を希望されている方もいると思うので、他市の取組なども参考にさせていただいて、校舎だけを言い訳にしないしてほしいです。ちょっと厳しいことを言いますが、他市と条件が違うのはしょうがないと思うんですけども、市内で同じ条件じゃないのは、保護者から摂津市内で千里丘小学校だけ何でなんという声が上がらないように、検討いただけたらと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、1点だけ質問させていただきます。

小学校スクールバス運行業務委託事業で、以前に直営の検討も提案したんですけども、それについて今回、民間委託ということで、メリット・デメリットというか、どのように検討されて最終的に決定されたのかお聞きしたいと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 検討についての御質問でございます。

バスにつきましては、朝の登校時、それから、夕方の下校時の運行になります。

そのため、間が少し中抜けといたしますか、業務のない時間が発生いたします。午前7時30分出勤、午後6時45分退勤として、途中、約4時間の中抜けがある会計年度任用職員の自動車運転嘱託員報酬額は、給料号俸で言いますと34号給となります。報酬額を3人分、車両任意保険料2台分、社会保険料3人分、それから、民間相場で大体15%から20%ぐらいと言われる労務管理費について、大体人件費の15%ぐらいを含んで試算いたしますと、年間約1,458万円、月当たり約122万円となります。しかしながら、雇用の確保、事故時の処理、それから、事故時の代車手配やドライバーの休暇代替の人員確保等について、困難・煩雑になることが想定され、金額での比較は難しいと考えております。

また、この事業については、先ほどもありました3年後に見直しもあり、直営とするにはなかなか難しいところがあると考えております。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 しっかりと検討されて

このように至ったということで、理解をいたしました。

事故が起きた場合とか、確かなかなかそういったところの業務は大変かとは思いますが。そこはしっかりと３年間、見ていただいて、やっていただければと思います。

私からは以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前１０時３７分 休憩）

（午前１０時３９分 再開）

○水谷毅委員長 再開します。

議案第５５号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 議案第５５号について少し質問させていただきます。

現行改正案として、虐待等の禁止というところがございます。放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、第３３条の１０第１項各号に掲げる行為、その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないということであります。今まで摂津市内でそういう事案があったのかどうか、ちょっと分かっていないので、ここに至るまでの経緯を少し説明していただければ。よろしくお願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 それでは、お答えいたします。

最後のここに至るまでの経緯というところでいきますと、今回の改正は、法律上、児童福祉法の改正に伴いますので、虐待が

あったからこの条例改正をすとか、そういうことではないということは御理解いただきたいと思います。その上で、本市のこれまでの学童保育でいきますと、虐待とまでは言えないけれども、不適切な保育みたいなものはございました。そういう場合に、今回、通報が義務づけられるということで法律改正があったわけです。これまでも、本市でそういった通報をこの条例の中で定めておりましたので、それに基づいて、これまでも報告をいただいて、そういったケースについては、担当職員が現地へ赴きまして、事情を確認したりする中で指導を行ってきたという経緯はございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 答弁ありがとうございます。

今、通報の義務というところがありました。この通報の義務ですけれども、周辺の方、近隣の方等からの誤報ではないかというところも、消防で言う火災の誤報と同じように増えてくるのではないかと思います。しかし、誤報であってもしっかりと対応できる状態を整えているのかどうかを質問させていただきます。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 今回の改正につきましては、保育に携わる者、学童で言えば指導員や、保育所等で言えば保育士等が通報する義務が法律で定められたというところがございます。近隣の方等や、保護者の方からの部分ではないわけでございますけれども、当然そういった通報もございます。これまでもそういった件がございましたら、同様に、適切に対応をしているところがございます。

以上です。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。今後、職場内の環境改善もしっかりとしていくというところで、この条例改正がされたから改善されたというよりは、職員一人一人の意識改善をしっかりとしていただきまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 まず、今回の件で2点、質問させていただきます。

今回の法改正で、摂津市の中で前向きな期待ができるものがあるのかという点と、乳幼児健診、保育園に入る前ですね。それを受けていれば免除される点があるということですが、乳幼児健診は1歳半・3歳半とあると思うんです。2歳の子供が入られる場合、1歳半から、半年たっている方もいらっしゃる可能性があります。となると、子供の半年の成長ってすごく大きいと思うんですけども、そういう方が来られた場合はどうなるかという点を教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回、条例改正案を提出させていただいております内容としては、児童虐待対応の強化を行うといった目的から児童福祉法等の改正が行われております。その改正に伴いまして、虐待を受けたと思われる児童を発見した職員、保育所とか認定こども園、また学童保育事業等、こういった職員の通報が義務化されることになっております。そういったことから、虐待に対して対応の強化に関しては、義務化されていること、また、それ

に基づいた対応が今後求められてきます。

通報を受けた場合、どのような対応になるかといいますと、まずは市として、また保育所、認定こども園であれば大阪府の所管となりますが、情報収集を行い、立入調査等を行いまして、事実確認、また虐待の有無等の判断、そして、必要であれば指導を今後、行っていくこととなりますので、児童虐待に対して適切な対応を行っていくことが必要となってまいります。

次に、乳幼児健診のことです。

まず、基本的な考え方としまして、今回の条例の第3条で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するもので、この第18条第1項におきまして、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、定期健康診断を行わなければならない旨が規定されております。こちらが、まずは原則となります。その上で、第2項として、今回、条例改正案を提出させていただいておりますように、この原則の規定にかかわらず、省略できる場合の規定が設けられていると、こういった条例の構成になっております。

乳幼児健診につきましては、先ほど1歳半とか3歳半であると御質問いただいておりますけれども、保育所等の入所に係りましては、最も早くて産休明けからとなっておりますので、この保育所入所等に関わるものとしては、摂津市では4か月健診、また、生後10か月頃を目安に受診いただく乳児後期健康診査、また、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、こういったものが対象となってきます。

特に、母子保健法に規定する健康診査の有効期間につきましては、国から示されているものではないと認識しております。そ

のようなことから、家庭的保育事業者等において、利用開始前には、利用乳幼児とその保護者との面談等の機会がありますことから、その乳幼児の状況等を見ていただいた上で、健康診断の実施について、一部または全部を省略するのか適切に判断していただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 丁寧な答弁、ありがとうございました。

摂津市でも過去に大きな虐待の問題が、すごい全国的なニュースになったのがあります。しっかりと市と連携を取っていただいて、二度とああいう事件が起こらないようにしていただけたらと思います。

また、乳幼児健診の件ですが、しっかりと面談していただけるということなので、こちら、またしっかりとよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第53号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時50分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 西谷 知美